# 北大、現給保障を2014年3月31日で廃止する方針
# 対象者は巨額の損失！！

## 国家公務員に関する臨時特例法

2012年2月29日、国家公務員の給与を2012年度から、平均7.8%減額する臨時特例法が成立し、この4月から実施されています。この法律は政府提案ではなく、議員立法です。

臨時特例法を受けて3月6日に総務省行政管理局長が各府省官房長あてに通知を発し、さらに3月8日、文科省大臣官房長が各国立大学法人学長等に同じ趣旨を通知しました。3月8日の通知には、「法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、貴法人の役職員の給与について必要な措置を講ずるよう要請いたします」と書かれています。これは、例年と違って閣議決定による「要請」ではなく、単に行政サイドからの「要請」に過ぎません。

## 憲法違反の臨時特例法

そもそも人事院勧告は、憲法が保障する労働基本権を国家公務員から奪い取った代償措置です。その人事院勧告を無視して国家公務員の賃金減額を決定した臨時特例法は明らかに憲法違反です。民主党政権はその点をカムフラージュするために、政府提案ではなく議員提案の形で法案を国会に提出したのです。

また民主党政権は臨時特例法について、2011年9月30日の人事院勧告の内容（平均0.23%の賃金減額）を内に含む7.8%の減額措置なので憲法違反ではないとしていますが、これは詭弁に過ぎません。

## 賃金減額に反対する団体交渉

臨時特例法の成立が確実視されるようになった2012年2月22日、早くも北大教職員組合（組合）は北大に、賃金減額に反対するための団体交渉を申し入れました。そして、いままでのところ第1回2012年3月28日、第2回4月10日、第3回4月16日、第4回4月20日と、交渉を4回行いました。

## 北大の減額提案＝2011年人事院勧告の枠内

北大の代表者として第1回交渉に望んだ高杉理事は組合に賃金減額案を提示しました。それによると減額幅は7.8%ではなく、基本的に2011年の人事院勧告で示された枠内にとどまりました。そのため4回の交渉では、北大が憲法違反に荷担するかどうかという点は議論になりませんでした。

ただし、臨時特例法の影響で北大に配分される運営費交付金が大幅に減額されるようになったら、北大は7.8%の賃金減額を提示してくると思われます。そのときは憲法違反論議を含めて、あらためて交渉しなければなりません。

第1回交渉で高杉理事が提示した賃金減額案の内容を組合の表現に置きかえて示すと、次のとおりです。

1. 基本給の改悪
   (1) 50歳代以上の職員が在職する号俸を重点に、基本給月額を平均0.2%減額する（注：人事院勧告では0.23%の減額だが、高杉理事は、同じ手続きで減額すると平均0.2%であると説明）。
   (2) 現給保障を受けている者は、現給保障分を含む賃金全体を0.49%減額する。また、現給保障は2014年3月31日で打ち切る。
   (3) 基本給調整額（主に大学院手当）を引き下げる。
2. 不利益遡及
   上記「1.」について、2011年4月まで遡って減額するため、その不利益遡及分を2012年6月のボーナスから減額する。
3. 号俸の調整
   2012年4月1日に36歳未満の職員のうち一定の職員の号俸を1号俸上位にする。

## 交渉の経過

### (a)「3. 号俸の調整」

組合は「3. 号俸の調整」に異論はありません。問題は、これ以外の項目です。

### (b)「2. 不利益遡及」

高杉理事は、労働法の体系では絶対に許されない不利益遡及を、今回もまた不利益遡及ではなく「調整」なので法律違反ではないと、社会的には全く通用しない言葉で提起しました。だがこれは、いったん提起したあといかにも組合の要求を受け入れたようなポーズをとり、組合に恩を着せながら撤回する見え見えの戦術です。よくも飽きもせず、同じ愚策を繰り返すものです。今回も第2回交渉で不利益遡及を撤回しました。

### (c)「1. 基本給改悪」－「(1) 0.2%減額」

この項目のなかには、「(2) 現給保障を受けている者は、現給保障分を含む賃金全体を0.49%減額する。」という表現部分も含まれます。つまり、現給保障対象者の0.49%減額を含めて、今回の減額措置全体の平均

が0.2%になるということです。

2009年の大幅な賃金減額のとき以来、組合の主張は一貫して、北大の事務・技術職員の賃金は国家公務員よりも、また企業労働者よりも大幅に低いのに、なぜ人事院勧告の減額率を適用して北大事務・技術職員の賃金をさらに減額するのか、そうではなく北大事務・技術職員の賃金をアップせよ、ということです。

組合は今回も、特に第3回交渉で計9種類のデータを提示して、北大事務・技術職員の賃金がいかに低いか立証しました。これに対して高杉理事はやはりただの一つも反論できず、「2004 年の法人移行のあとも、国家公務員の賃金体系をそのまま引き継いでいる」と誰でも知っている事実を述べて、議論の焦点から大きくはずれたピンぼけの答弁に終始するだけでした。

ただし今回は高杉理事が、2010年度版「国立大学法人北海道大学の役職員の報酬・給与等について」のなかに、**「【主務大臣の検証結果】　国家公務員に比べ**（北大の事務・技術職員は）**低い給与水準であり、・・・」**と書かれている事実を、しぶしぶながらも認めました。この点は非常に重要です。法人移行ののち、「国立大学法人北海道大学の役職員の報酬・給与等について」は毎年度、公表されていますが、**「【主務大臣の検証結果】」**という項目が記載されたのは2010年度版が初めてです。文科省からの出向者である高杉理事としては、上司である「主務大臣」が「検証」した「結果」をいやでも認めざるを得なかったのです。

こんなやりとりがあって、もはや誰の目にも北大事務・技術職員の賃金が非常に低いのは明らかなのに、それでも高杉理事は0.2%の減額を実施するとしています。理屈も何もあったものではありません。

### (d)「1. 基本給改悪」－「(2) 現給保障」

### 現給保障対象者、実に巨額の損失！！

北大の方針どおり現給保障が2014年3月31日で廃止されると、現給保障対象者の不利益は甚大です。下記の表のなかで「(A) 2012年4月1日時点」は、2012年度現給保障の人数と月額です。この月額に、現給保障制度が開始された日の前日である2006年3月31日時点の基本給額を加えて、両額の和に0.0049 (0.49%) を乗じた額が2012年度の減額幅です。

他方、「(B) 2014年4月1日時点」は、現給保障が仮に2014年3月31日で廃止されず、翌日の4月1日以降も継続する場合の人数と月額です。つまり「(B)」の280人は、2014年3月31日で現給保障が廃止されると、「(B)」に示されている現給保障額がまるまる奪われることになります。教員は人数が多く、なかには**年間40万円を大きく越える巨額の損失**をこうむる人もいます。しかも、表に記載したのは2014年度1年間だけの金額です。恐らく、2015年度以降も現給保障を受けるはずだった人もいるでしょう。

こんなに無茶苦茶な不利益をもたらす現給保障廃止を、組合は絶対に認めるわけにはいきません。北大の提起している現給保障廃止はおよそ2年後のことですので、組合は、少なくともそんなに先の不利益変更をいま決定する必要はない、その時期までに十分な時間をかけて交渉、検討していくべきだと主張しましたが、高杉理事の態度はかたくなで、まるで聞く耳を持ちません。こんなことでは埒があかないので、組合は当然の権利として交渉継続を要求しました。

表　北大における現給保障の状況とその影響

| 職　種 | | (A)2012年4月1日時点 | | | | (B)2014年4月1日時点 | | | | (B)の2014年度損害額試算(円)[(B)の金額×15.95月] | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 人数 | 1人1ヵ月(円) | | | 人数 | 1人1ヵ月(円) | | | | | |
| | | | 平均 | 最高 | 最低 | | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 |
| 一般職(A) | | 76 | 6,700 | 20,100 | 110 | 31 | 4,800 | 15,100 | 300 | 76,560 | 240,845 | 4,785 |
| 一般職(B) | | 0 | − | − | − | 0 | − | − | − | − | − | − |
| 海事職(A) | | 5 | 21,200 | 34,000 | 8,460 | 2 | 13,700 | 19,300 | 8,150 | 218,515 | 307,835 | 129,993 |
| 海事職(B) | | 3 | 9,300 | 14,000 | 930 | 0 | − | − | − | − | − | − |
| 教育職 | 教　授 | 202 | 17,600 | 34,900 | 80 | 93 | 12,300 | 30,100 | 200 | 196,185 | 480,095 | 3,190 |
| | 准教授 | 92 | 11,700 | 34,000 | 20 | 52 | 9,490 | 27,800 | 20 | 151,366 | 443,410 | 319 |
| | 講　師 | 14 | 11,900 | 23,700 | 550 | 12 | 9,400 | 21,400 | 1,450 | 149,930 | 341,330 | 23,128 |
| | 助教・助手 | 68 | 10,800 | 25,400 | 290 | 40 | 7,900 | 21,900 | 140 | 126,005 | 349,305 | 2,233 |
| | その他 | 2 | 11,100 | 14,300 | 7,950 | 2 | 8,700 | 12,800 | 4,630 | 138,765 | 204,160 | 73,849 |
| | 計・平均 | 378 | 14,600 | − | − | 199 | 10,400 | − | − | 165,880 | − | − |
| 医療職(A) | | 20 | 10,500 | 23,000 | 2,550 | 10 | 5,100 | 8,400 | 1,500 | 81,345 | 133,980 | 23,925 |
| 医療職(B) | | 65 | 9,300 | 23,400 | 30 | 38 | 6,400 | 19,100 | 580 | 102,080 | 304,645 | 9,251 |
| 計 | | 547 | 2012年度概算合計1億3，200万円 | | | 280 | 2014年度概算合計4,800万円 | | | | | |

注1)2012年4月20日に北大から北大教職員組合に提供されたデータより。
　2)最下段の年度合計概算額には地域手当、期末手当、勤勉手当に対する影響額及び法定福利費を含む。

2012年4月24日

北海道大学教職員組合

〒060-0811　札幌市北区北11条西6丁目 北海道大学内
TEL ＆ FAX　011-746-0967
Mail：kumiai@ma4.seikyou.ne.jp
http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/